

パワー・ハラスメント事案について (令和元年11月29日付)

1 対象者

加害者職員(被処分者) : 整備士(係長級) 48歳 平成24年度採用
被害者職員 : 整備士(技師) 28歳 平成27年度採用

2 処分の概要

(1) 処分内容

停職・1月

(2) 処分理由

- ・平成27年7月から平成28年10月までの間に、加害者職員が被害者職員に対し、頭を叩く、足を蹴る等の行為を少なくとも7回にわたり行った。
- ・平成27年4月から平成29年7月までの間に、加害者職員が被害者職員を侮辱する発言等を行った。

【具体的な行為の事例】

- ・作業中、被害者職員が加害者職員に意見した際、「危ないだろう、口答えするな」と左足を蹴った。
- ・被害者職員が乗っている脚立を蹴った。
- ・「なめくさってんじゃねえぞ」「馬鹿だとしか思えない。お前は親から何も教わっていないのか」と発言した。

(3) 管理監督責任

加害者職員の処分のほか、当該職員及び事務を管理監督する立場にあった者(計4名)に対して、文書による厳重注意を行った。

3 事案の経緯

時 期	内 容
平成28年2月	整備士1名が退職届を提出（平成28年度末退職） その際、上司に加害者職員の行為の記録等をメール
平成28年4月	被害者職員から上司に対し、加害者職員の指導が厳しいと相談 以降、センター長から加害者職員に対し「手は出さな」「言い方がきつい」「昔のような指導では駄目」等の指導を継続的に実施し、平成28年11月以降暴力行為はなくなる
平成30年12月	病気休暇取得（～平成31年3月） 被害者職員及びセンター職員より人事課へパワハラ の訴え
平成30年12月 ～31年 3月	パワハラ の申立てに対し、関係職員に聴き取りを行 うとともに、被害者の職場復帰を最優先に対応
平成31年 4月	被害職員の強い希望で、被害者職員が加害者職員と 同じ職場で復帰
令和元年9月	被害者職員及びセンター職員より人事課へ2度目の パワハラ の訴え
令和元年10月 ～11月	パワハラ事案について、関係者への聴き取りを実施
令和元年11月	加害者職員を処分（11月29日付）